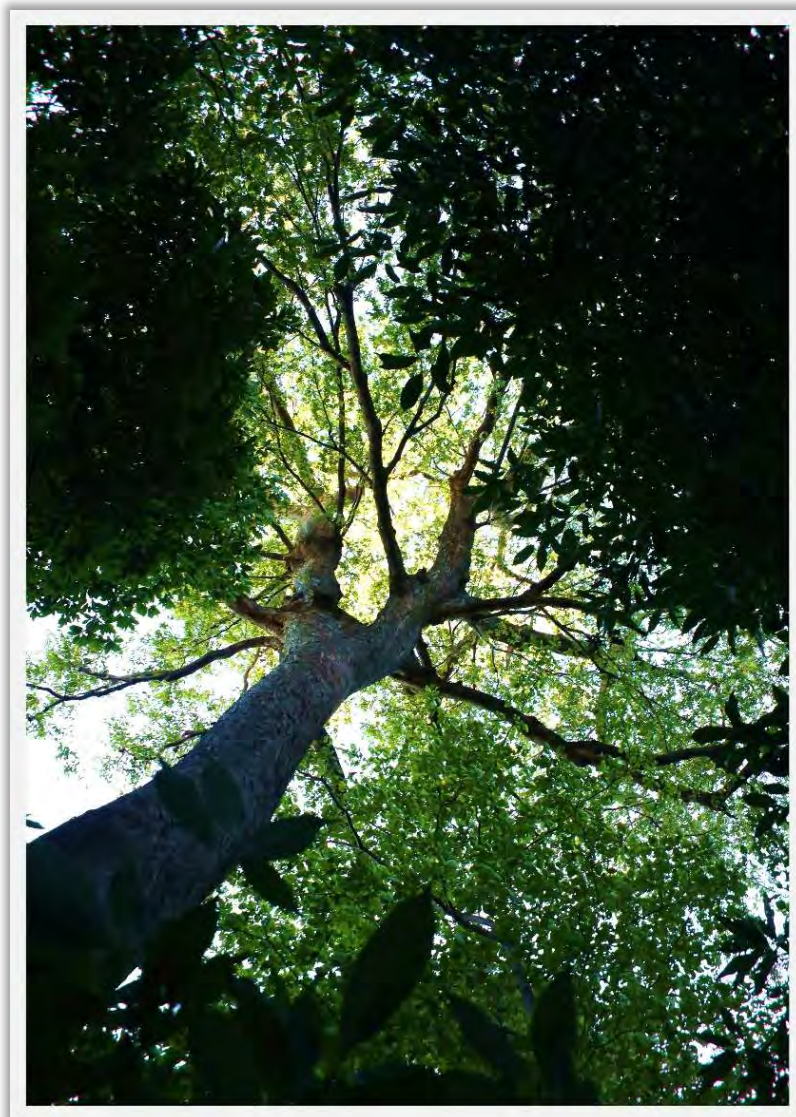


第1章 戦略の基本的な考え方

第1節 戦略の基本的な考え方

第2節 戦略の枠組み



第1章 戦略の基本的な考え方

第1節 戦略の基本的な考え方

(1) 背景

人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられています。都心に位置する文京区で暮らす私たちも例外ではありません。日々の暮らしに欠かせないエネルギーや食料、水をはじめとして、木材や医薬品の原材料等、さまざまな恩恵を国内外の生物多様性から受けています。

また、身近な緑による癒しや快適性も生物多様性の大切な恩恵の一つです。文京区には、地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在し、私たちにこの恩恵を授けてくれます。台地や崖線^{がいせん}に残る緑、神社・仏閣や大名屋敷跡地の古い緑や池、復興や開発により造られた新しい緑、下町の路地裏の小さな緑等、多様な緑が分布しています。

一方で、生物多様性は、人間活動や地球温暖化等の気候変動^{*}等により急速に失われつつあります。

区内で消費される食料や木材は、ほとんどを区外から調達しており、間接的にその土地の生物多様性に影響を与えています。また、近年急速に進みつつある地球温暖化の大きな要因は、暮らしや事業活動における化石燃料の消費であり、エネルギーの一大消費地である文京区も、地球全体の生物多様性への影響は否定できません。

このようなことから、文京区民を含む世界人口の半数以上を占める都市住民は、生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務があります。私たち一人一人が、自分自身の問題として向き合い、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すことが求められています。

(2) 目的

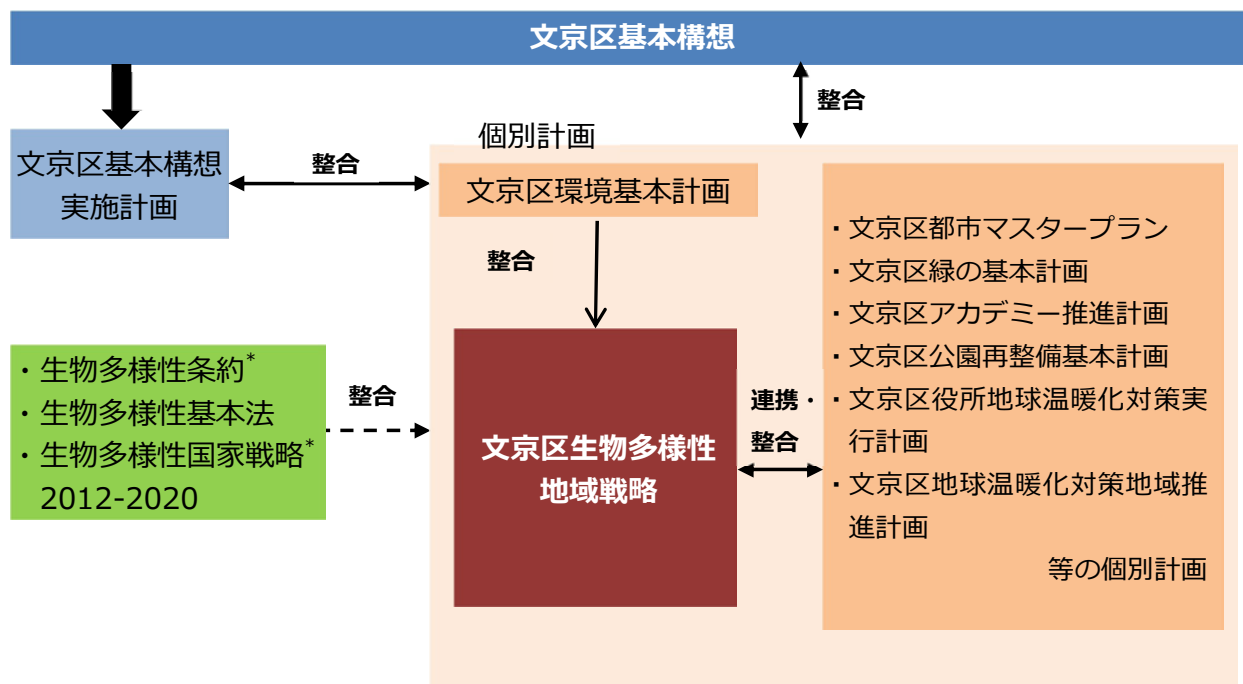
身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取ることで、自然と共生した持続可能な社会を実現することを本戦略の目的とします。

第2節 戦略の枠組み

(1) 位置付け

本戦略は、生物多様性基本法*に基づく計画であるとともに、文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として位置付けられます。

また、生物多様性の保全は、多岐にわたる分野との連携が重要となることから、関連計画との連携・整合を図り推進していきます。



<文京区生物多様性地域戦略の位置付け>

(2) 対象地域

本戦略では、文京区全域を対象とします。

(3) 計画期間

本戦略は、平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度までの 10 年間を計画対象期間とします。

